

麻績村観光施設指定管理者募集要項

1 施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

i) 交流施設（シェーンガルテンおみ。以後「シェーンガルテン」とする。）

東筑摩郡麻績村日 3434 番地

ii) 聖レイクサイド館

東筑摩郡麻績村麻 5889 番地 1

(2) 施設の目的

i) シェーンガルテン

- ・村内外の顧客の宿泊・利用により、地域の活性化を図る。
- ・宿泊、飲食、温浴サービス、美しい景観を提供する。

ii) 聖レイクサイド館

- ・聖高原を訪れる顧客に飲食サービスを提供する。

(3) 業務内容

i) シェーンガルテン

- ・宿泊・貸室サービスの提供
- ・温浴サービスの提供
- ・飲食の提供
- ・庭園サービスの提供

ii) 聖レイクサイド館

- ・飲食の提供

(4) 施設の規模等

i) シェーンガルテン

- ① 敷地面積 57,299 m²
- ② 構造 鉄骨造二階建 2,217 m²
- ③ 主な施設 客室、会議室、浴室、露天風呂、レストラン、庭園

ii) 聖レイクサイド館

構造 鉄骨造平屋建 582 m²

2 業務の基準

(1) 開館時間及び使用時間

※現状は記載のとおりですが、村と指定管理者の協議により開館時間及び使用時間を定めることができるものとします。

i) シェーンガルテン

宿 泊 午後3時から宿泊終了の日の午前10時まで

日帰り（客室、会議室、入浴） 午前10時から午後9時まで

ii) 聖レイクサイド館

午前10時から午後6時まで

(2) 休館日

※現状は記載のとおりですが、村と指定管理者の協議により休館日を定めることができるものとします。ただし、シェーンガルテンについては通年営業とします。

i) シェーンガルテン

無休（通年営業）

ii) 聖レイクサイド館

4月から11月 毎週水曜日（祝日にあたるときは翌日。5月1日から5月15日まで及び8月1日から8月16日までは除く。）

12月から3月 毎週火・水曜日（祝日にあたるときは翌日。）

(3) 管理にあたっては各設置条例ほか関係法令等を遵守してください。

(4) 個人情報の保護

指定管理者は、対象施設の管理を行うに当たって個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護のために、村の施策に準じた措置を講じなければなりません。

(5) 情報公開

指定管理者は、対象施設の管理に関して保有する情報の公開に関し、村の施策に準じた措置を講じなければなりません。

(6) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、業務の全部又は主要な部分を第三者に請け負わせてはなりません。ただし一部業務について、村長が認めた場合は委託することができます。

3 管理業務の範囲及び具体的内容

(1) 指定管理者が行う管理業務は次のとおりとし、具体的内容は「麻績村観光施設管理業務仕様書」のとおりとします。

① 施設の運営に関する業務

- ② 施設の維持管理
- ③ その他業務

(2) 対象外の業務

- ① 大規模修繕（修繕料 50 万円以上のもの）

(3) 人員配置

上記（1）の事業については、法令等が定める資格者のほか、適正人数を配置してください。

(4) 現従業員の雇用及び処遇

対象施設に現在従事している職員・パートの雇用について配慮してください。職位、労働条件等は指定管理者の規定によるものとしますが、移行時の際に職員の給与水準に大きな差が生じないよう配慮してください。（別添「職員業務分担表」を参照）

(5) 対象施設の追加

対象施設の効果的、効率的な活用のため、村内の文化施設「信濃観月苑」（貸ホール、ギャラリー、茶室）を対象施設に追加することが可能です。

(6) 対象施設における取り引き

仕入等について、地元業者との取り引きに配慮してください。

4 管理に要する経費

(1) 利用料金に関する事項

- ①施設の利用料金は指定管理者の収入となります。
- ②利用料金は、条例で定める額の範囲において、指定管理者があらかじめ村長の承認を得て定めることができます。

(2) 指定管理料

指定管理料及び支払方法等は、各年度の予算の範囲内で、村と指定管理者が締結する協定書によって定めます。

信濃観月苑を対象施設に加える場合の指定管理料は別途協議させていただきます。

(3) 管理口座と区分経理

本事業にかかる収入及び経費については、独立した口座で管理してください。

5 指定管理者の指定期間

平成 24 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとします。

したがって、平成 24 年度は 6 ヶ月間について管理業務を行っていただくこととなります。

なお、当該期間の満了に伴う新たな指定管理者の選定は、原則として公募によるものとします。

6 リスク分担の考え方

協定締結にあたり、本村が想定するリスク分担の主な例は次の通りです。ここにはないリスクが生じた場合は、村と指定管理者で協議により対応するものとします。

種類	内容	負担者	
		麻績村	指定管理者
物価変動リスク			○
金利変動リスク			○
法令変更	施設管理、運営にかかる法令変更	(協議)	(協議)
税制度の変更	法人税（法人住民税を含む）率の変更		○
	上記以外で、施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	(協議)	(協議)
	上記以外の場合		○
住民対応	指定管理者が行う業務内容に対する苦情、要望等		○
	村が要求した内容に対する苦情、要望等	○	
第三者への賠償	管理上の瑕疵等指定管理者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合		○
	上記以外のもの	○	
天災、暴動等による施設の損傷（村、指定管理者いずれの責にもよらないもの）	修繕料 50 万円未満の損傷		○
	上記以外のもの	○	
事故、火災等に伴う施設の損傷	管理上の瑕疵等指定管理者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合		○
	上記以外で修繕料 50 万円未満の損傷		○
	上記以外のもの	○	
事業の中止・変更・延期	災害等不可抗力によるもの（休業補償割合は別に定める）	○	
	村の責任によるもの（休業補償割合は別に定める）	○	
	指定管理者の責任によるもの		○
業務内容の変更	村の指示による業務内容変更による経費の増	○	
	上記以外のもの		○
事業終了	事業終了時の原状復帰にかかる経費		○
引継ぎ	業務引継ぎにかかる経費		○

7 申請資格

- (1) 法人格を有する団体であり、団体または代表者が次の項目に該当しないこと
 - ・破産者で復権を得ない
 - ・本村における一般競争入札等の参加を制限されている
 - ・指定管理者の指定の取消を受けたことがある
 - ・最近1年間の市町村税等（法人税、消費税及び地方法人税を含む）を滞納している
- (2) 暴力団、または暴力団に関係していないこと
 - ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - ・暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある法人その他の団体
 - ・その代表者等（法人にあつてはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあつてはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人その他の団体
- (3) 情報公開、個人情報の保護について、村の施策に準じた措置を講じることができること
- (4) 麻績村議会議員、村長、副村長、地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員を役員等にしている法人でないこと

※ 提出された書類から所要の資格確認を行います。

※ なお、共同事業体の構成員として応募する団体は、単独で、又は他の団体の構成員として応募することはできません。

※ 共同事業体で応募する場合、構成団体全てが上記の条件を満たしている必要があります。

8 申請の際に提出すべき書類

- (1) 公の施設指定管理者指定申請書（別紙様式第1号）
- (2) 申請者に関する書類
 - ・団体概要
 - ・定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類
 - ・登記簿謄本
 - ・申請する日の属する事業年度の事業計画書及びその前年度の事業報告書
 - ・申請する日の属する事業年度以前直近3年間の法人税納税証明書及び消費税納税証明書
 - ・申請する日の属する事業年度以前直近3事業年度分の決算書類（法人等の損益計算書又は収支計算書、貸借対照表及び財産目録）
 - ・類似業務の実績に関する書類
 - ・法人等の現在の組織及び職員体制に関する書類
 - ・役員の氏名、生年月日、住所を記載した書類
 - ・共同事業体の場合、構成員、責任の範囲を定めた協定書等
 - ・共同事業体の場合、村との協定、支払金の請求等に係る代表者への委任状等
 - ・その他必要な書類等

(3) 業務に関する書類

- ・当該施設の指定期間における事業計画書（別紙様式第2号）
- ・当該施設の指定期間における収支予算書
（総括表：別紙様式第3号）、（各年度の収入及び支出：別紙様式第3-2号、3号）

9 選定の基準

応募者から出された書類により、以下の基準で審査を行います。

村民の平等な利用が確保できること	5点
施設の利用に関し公平性を維持する考え方と方策を持っているか	3点
苦情受付体制等、利用者とのトラブルの未然防止について、適切な対応が図れる体制となっているか	2点
管理事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理にかかる経費の縮減が図られるものであること	45点
施設の設置目的にあった理念・運営方針を持っているか	5点
サービスの向上を実現するために具体的な計画が提案されているか	5点
施設管理手法及び維持管理体制が明確であり、安全で安定的な施設管理の提案がなされているか	5点
宿泊・飲食事業の企画が優れ、施設の効用を最大限に発揮する内容になっているか	5点
サービス向上のための具体的提案がなされているか（独自性・独創性・実現性・熱意・意欲）	5点
収支計画が適正かつ実現可能か	5点
指定管理料が抑制されているか	5点
利用者の増加による収支状況の改善に向けた提案がなされているか	5点
経費縮減のための工夫がなされるなど効率的な管理の仕組みが提案されているか	5点
事業計画書の内容に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること	30点
施設及び類似施設の管理運営に実績があるか	10点
経営が安定しており、施設管理を継続的・安定的に行う能力を有しているか	10点
施設の安全管理への配慮が具体的になっているか	2点
緊急時の対応など危機管理体制が講じられているか	2点
施設の管理を行うにあたり適切な人員配置がなされているか	2点
職員の教育・研修の実施など資質向上の提案がなされているか	2点
情報公開、情報セキュリティ体制、個人情報保護条例への対応について十分な配慮があり、必要な措置を講ずる提案がされているか	2点
対象施設の現職員の雇用及び処遇が十分に配慮されていること	20点

※最低制限基準は75点です。応募が1団体しかない場合でも、最低制限基準に満たない場合は選定されず、再度募集を行います。

10 募集の手続等

(1) 申請書類等の受付

①受付方法

持参または郵送

②受付場所

〒399-7701 長野県東筑摩郡麻績村麻 聖高原 5881-1

聖高原観光案内センター内 麻績村観光課

電話 0263-67-2133 FAX 0263-67-3739

③受付期間

平成24年1月4日(水)から平成24年2月29日(水)まで

郵送の場合は期日必着

持参の場合の受付時間は平日の午前8時30分から午後5時まで

(2) 募集に関する問い合わせ

質問書により、平成23年12月26日(月)から平成24年2月22日(水)までの間、
上記担当課に直接、FAXまたはEメールでお願いいたします。

質問に関する回答は、平成23年12月26日(月)から、麻績村ホームページに掲載する予定です。

メールアドレス omi@vill.omi.nagano.jp

(3) 現地案内

ご希望のある申請者には随時現地案内をいたします。あらかじめ電話でお申し込みください。
現地案内で質問いただき、回答した内容についても、平成23年12月26日(月)から、麻績村ホームページに掲載する予定です。

(4) 選定方法

指定管理者の選定は、有識者及び村職員による選定委員会を設置し、当該選定委員会の審査によるものとします。

なお、審査の過程において、申請した者に対するプロポーザルを実施いたします。日時等詳細につきましては、別途ご連絡をいたします。

(5) 指定管理者指定の日程について

平成24年2月 申請受付終了

平成24年3月 麻績村指定管理者審査選定委員会の承認

平成24年3月 指定管理者候補者選定

平成24年4月 申請者全員に結果通知

平成24年4月 指定管理者候補者の同意確認

平成24年4月 協定内容の協議

平成24年5月 仮協定の締結

平成24年6月 指定管理者指定議案議決(指定管理者の決定)

平成24年6月 本協定の締結

平成24年10月 施設管理開始

(5) 留意事項

- ①応募者は、応募書類の提出をもって、当該募集要項の記載内容を了承したものとさせていただきます。
- ②次の場合に該当する場合は失格とさせていただきます。
 - ・募集要項に定める手続を遵守しない場合
 - ・応募書類に虚偽の記載がある場合
- ③応募に関する費用負担は、応募者の負担とさせていただきます。
- ④応募書類は一切返済しません。

また、応募者が提出する書類の著作権はそれぞれの作成団体に帰属しますが、村民等への説明責任を果たす観点から、必要に応じ、提出書類の一部または全部を公開する場合があります。
- ⑤応募を辞退する場合は、「麻績村観光施設指定管理者辞退届」を提出してください。
- ⑥応募者の団体等の名称、採点結果等については、情報公開請求に応じて公表いたします。

1.1 協定

議決を経て指定管理者として指定された場合、実際の管理にあたっては、村と指定管理者は以下の内容等について協定を締結します。協定は指定期間中の包括的な事項を定めた基本協定と、各年度の実施事項を定めた年度協定を締結します。

(1) 基本協定

- ・協定期間
- ・業務の範囲
- ・秘密の保持
- ・個人情報の取り扱い
- ・情報公開に関する事項
- ・権利義務の譲渡の禁止
- ・備品類の取り扱い
- ・指定管理料及び利用料金
- ・管理業務の調査等
- ・事業報告書などの提出
- ・損害賠償及び不可抗力に関する事項
- ・指定の取消及び業務停止に関する事項
- ・引継ぎに関する事項
- ・危険負担に関する事項
- ・原状回復義務
- ・その他必要と認める事項

(2) 年度協定

- ・事業計画の内容
- ・指定管理料の額、支払時期
- ・その他必要と認める事項

1 2 その他

(1) モニタリングについて

指定管理者となった場合は、毎年度業務終了後60日以内に事業報告を提出していただきます。
また、年度途中にも、最低四半期ごとに業務報告を行っていただくとともに、随時、村あるいは村の代理人による立入検査・事情聴取を行います。

(2) 指定管理の取消等について

上記モニタリング等の結果、指定管理者の業務が仕様書に定める水準に達していないと認められる場合、村は是正や改善等必要な指示を行います。

その指示に従わない場合他、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続することが、適当でないと認められるときは、指定を取り消したり、期間を定めて業務の停止を命ずることがあります。(その場合、指定管理者に損害が生じても村は賠償しません)

1 3 問い合わせ先

麻績村観光課

〒399-7701 長野県東筑摩郡麻績村麻 聖高原 5881-1 聖高原観光案内センター内

電話 0263-67-2133 FAX 0263-67-3739

メールアドレス omi@vill.omi.nagano.jp

対象施設の運営状況

1. 施設の利用状況

20年	聖レイクサイド館 利用者数	シェーンガルテンおみ				
		総利用者数	うち宿泊	うち宴会	うち食事	うち入浴
4月	551	1,615	383	779	251	202
5月	1,382	1,580	241	549	346	444
6月	1,268	1,260	136	635	247	242
7月	1,179	1,511	272	685	252	302
8月	2,451	1,936	648	400	307	581
9月	1,123	1,525	318	505	302	400
10月	931	1,605	481	414	453	257
11月	738	1,542	358	664	233	287
12月	230	1,550	118	824	262	346
1月	210	1,468	133	839	187	309
2月	156	1,310	70	661	301	278
3月	483	1,693	166	839	258	430
計	10,702	18,595	3,324	7,794	3,399	4,078

21年	聖レイクサイド館 利用者数	シェーンガルテンおみ				
		総利用者数	うち宿泊	うち宴会	うち食事	うち入浴
4月	655	1,759	252	783	335	389
5月	1,247	1,815	362	624	283	546
6月	683	1,411	184	586	348	293
7月	763	2,081	374	756	446	505
8月	1,808	2,047	472	586	355	634
9月	684	1,419	308	365	276	470
10月	883	1,910	444	654	408	404
11月	766	1,667	296	792	232	347
12月	205	1,171	106	652	190	223
1月	259	1,084	109	450	145	380
2月	85	951	50	541	167	193
3月	98	1,794	186	860	363	385
計	8,136	19,109	3,143	7,649	3,548	4,769

22年	聖レイクサイド館 利用者数	シェーンガルテンおみ				
		総利用者数	うち宿泊	うち宴会	うち食事	うち入浴
4月	385	1,637	229	857	219	332
5月	1,372	1,652	313	606	320	413
6月	601	916	180	291	187	258
7月	957	1,370	398	373	321	278
8月	1,562	1,789	539	407	281	562
9月	551	1,111	190	253	230	438
10月	617	1,296	399	348	210	339
11月	621	1,139	257	397	218	267
12月	173	1,068	112	451	281	224
1月	199	925	118	354	127	326
2月	214	791	56	400	125	210
3月	168	1,204	214	578	200	212
計	7,420	14,898	3,005	5,315	2,719	3,859

2. 施設の収支状況

(単位:千円)

(1) 聖レイクサイド館

	20年度	21年度	22年度	3年間の平均	(参考)23年度上半期
(収入)					
事業収入	12,187	12,254	8,559	11,000	7,463
(支出)					
原材料費支出	5,277	5,006	3,978	4,754	2,873
事業費支出	7,069	6,573	7,117	6,920	4,138
管理費支出	6,702	4,588	4,787	5,359	2,084
(収支)					
事業収支	▲ 6,861	▲ 3,913	▲ 7,323	▲ 6,032	▲ 1,632

(2) シェーンガルテンおみ

	20年度	21年度	22年度	3年間の平均	(参考)23年度上半期
(収入)					
事業収入	87,202	82,195	77,481	82,293	45,191
(支出)					
原材料費支出	25,463	24,663	22,802	24,309	12,313
事業費支出	36,665	37,735	32,555	35,652	16,660
管理費支出	34,045	38,398	37,425	36,623	17,979
(収支)					
事業収支	▲ 8,971	▲ 18,601	▲ 15,301	▲ 14,291	▲ 1,761

※詳細は施設の決算概要を参照してください。

※23年度は上半期(4月から9月)の決算状況です。

3. 施設の決算概況

	聖レイクサイド館				シェーンガルテンおみ			
	20年度	21年度	22年度	23年度上半期	20年度	21年度	22年度	23年度上半期
I. 事業活動収支の部								
1. 事業活動収入								
事業収入	28,977,442	23,594,053	8,559,469	7,463,123	108,496,260	102,964,642	77,481,308	45,191,350
事業収入	12,187,942	12,254,053	8,559,469	7,463,123	87,202,260	82,195,642	77,481,308	45,191,350
負担金収入	16,789,500	11,340,000	0	0	21,294,000	20,769,000	0	0
事業活動収入計	28,977,442	23,594,053	8,559,469	7,463,123	108,496,260	102,964,642	77,481,308	45,191,350
2. 事業活動支出								
原材料費支出	5,277,257	5,006,494	3,978,143	2,873,737	25,463,953	24,663,695	22,802,118	12,313,509
事業費支出	7,069,202	6,573,635	7,117,760	4,138,030	36,665,653	37,735,593	32,555,508	16,660,653
臨時雇賃金支出	2,808,275	1,868,764	2,471,395	2,044,223	9,087,297	7,720,471	8,776,854	5,384,661
会議費支出	0	0	0	0	0	0	0	0
旅費交通費	0	0	0	0	2,280	0	0	0
通信運搬費支出	67,551	74,752	75,382	30,555	273,489	281,029	320,585	210,646
広告宣伝費支出	0	0	0	0	48,000	0	0	0
消耗什器備品費	75,453	294,000	—	—	563,577	1,875,378	—	—
消耗品費支出	696,448	578,868	962,134	450,557	2,797,936	4,149,971	2,908,216	1,896,312
修繕費支出	122,152	705,085	565,577	167,189	2,064,291	4,376,052	2,391,699	417,816
印刷製本費支出	0	0	63,000	0	24,675	852,250	128,625	158,500
燃料費支出	5,481	0	7,718	7,171	1,774,735	905,241	429,366	252,776
光熱水費支出	2,455,360	2,207,851	2,195,445	1,091,259	12,962,754	11,511,299	12,512,153	4,943,085
賃借料支出	165,080	153,720	86,518	65,310	2,345,928	1,419,710	1,180,491	1,446,833
保険料支出	2,700	2,700	15,780	0	412,582	249,460	136,280	0
諸謝金支出	0	20,000	0	0	0	0	0	0
催事費支出	0	0	0	0	270,693	193,262	129,459	0
交際費支出	0	0	0	0	0	0	0	0
租税公課支出	0	0	30,000	0	264,750	135,850	418,600	243,150
手数料支出	74,733	97,545	69,281	23,021	2,632,454	1,821,499	1,902,152	1,157,074
負担金支出	10,000	10,000	10,000	10,000	79,000	71,000	138,938	71,000
委託料支出	226,800	226,800	296,940	0	0	1,161,300	523,740	174,300
保守料支出	353,730	338,730	268,590	248,745	946,690	1,093,890	658,350	299,250
研究開発費支出	0	0	0	0	0	0	0	0
雑費支出	0	0	0	0	0	27,000	0	5,250
他事業支出	5,439	▲ 5,180	0	0	114,522	▲ 109,069	0	0
管理費支出	6,702,664	4,588,530	4,787,742	2,084,533	34,045,364	38,398,094	37,425,439	17,979,736
給与手当等支出	6,702,664	4,588,530	4,787,742	2,084,533	34,045,364	38,398,094	37,425,439	17,979,736
事業活動支出計	19,049,123	16,168,659	15,883,645	9,096,300	96,174,970	100,797,382	92,783,065	46,953,898
事業活動収支差額	9,928,319	7,425,394	▲ 7,324,176	▲ 1,633,177	12,321,290	2,167,260	▲ 15,301,757	▲ 1,762,548

※21年度と22年度の間に会計の移転があったため、内訳は完全には整合していません

※23年度は上半期(4月から9月)の決算状況です。

4. 対象施設の設備状況

(1) 聖レイクサイド館

区分	構造	土地面積	延べ床面積	1階面積	2階面積	取得年	取得金額	備考
聖レイクサイド館	鉄骨		582.00	582.00		H3.3	195,000,000	
聖レイクサイド館倉庫	鉄骨		40.00	40.00		H3.3	3,900,000	

(2) シェーンガルテンおみ

区分	構造	土地面積	延べ床面積	1階面積	2階面積	取得年	取得金額	備考
交流センター	鉄骨		1811.42	1159.16	652.26	H6.9	563,392,000	
交流センター(宿泊棟)	鉄骨		369.42	132.55	236.87	H14.3	115,100,000	
交流センター露天風呂	木造		36.00	36.00		H10.2	15,625,000	
特産物展示販売施設	鉄骨		117.00	117.00		H8.3	15,625,000	
交流センター庭園		57,299				H4.3		
屋外トイレ	木造		21.76	21.76		H6.9	不明	交流センターと同時施工
あずまや	木造		7.29	7.29		H4.3	不明	公園設備と同時施工
インフォメーションセンター	木造		2.70	2.70		H4.3	不明	公園設備と同時施工
管理棟	木造		38.88	38.88		H4.3	不明	公園設備と同時施工
育苗ハウス1	ガラス		40.80	40.80		H4.3	不明	公園設備と同時施工
育苗ハウス2	ガラス		40.80	40.80		H4.3	不明	公園設備と同時施工
育苗ハウス3	ガラス		40.80	40.80		H4.3	不明	公園設備と同時施工

(3) 重要物品

区分	台数	年式	取得年	取得金額	備考
マイクロバス	1	H16	H16	6,772,500	シェーンガルテン
普通乗用車(10人乗り)	1	H23	H23	3,469,227	シェーンガルテン
軽乗用車(ダイハツ)	1	H10	H19	250,000	シェーンガルテン

※その他一般備品は一般備品台帳による

5. 施設の小規模修繕状況（指定管理者が行うべきレベルの修繕）

(1) 聖レイクサイド館

20年度		総額	122,152
	・施設修繕(3件)		116,152
	・公用車修繕(1件)		6,000
21年度		総額	705,085
	・施設修繕(9件)		705,085
22年度		総額	73,500
	・施設修繕(2件)		73,500

(2) シェーンガルテンおみ

20年度		総額	2,113,641
	・施設修繕(24件)		1,767,377
	・公用車修理代他(7件)		346,264
	・庭園事業修繕(0件)		0
21年度		総額	4,376,052
	・施設修繕(33件)		3,855,908
	・公用車修理代他(8件)		365,372
	・庭園修繕(3件)		154,772
22年度		総額	2,114,499
	・施設修繕(21件)		1,638,315
	・公用車修理代他(8件)		432,404
	・庭園管理機械修理代(3件)		32,493
	・公用車修理代(1件)		11,287

※会計間の処理の都合上、決算状況とは整合していません。

6. 施設の大規模修繕状況（麻績村が行うレベルの修繕）

(2) シェーンガルテンおみ

21年度		総額	40,441,800
	・屋根塗装		
	・1階喫茶室改装		
	・大会議室及び研修室改装(カーペット張替え、壁クロス張替え)		13,891,500
	・電気関係設備修繕(地デジ対応テレビ設置、光ファイバー対応LAN配線)		
	・庭園花壇整備		
	・植栽、移植		26,550,300
	・遠路広場整備(カラーアスファルト舗装)		
22年度		総額	20,989,500
	・熱源改修工事(レストラン冷房改修、ボイラー設備更新、露天風呂ろ過機更新)		20,989,500

※会計間の処理の都合上、決算状況とは整合していません。

7. 聖高原開発公社職員業務分担

(23.12.1現在)

(1) 聖レイクサイド館

No.	職務	形態	氏名	性別	年齢	業務分担	勤続年数
1		嘱託	職員 A	男	62	調理	1年契約
2		パート	職員 B	女	66	調理補助	1年契約
3		パート	職員 C	女	36	ホール	1年契約

(2) シェーンガルテンおみ

No.	職務	形態	氏名	性別	年齢	業務分担	勤続年数
1	所長代理・フロントチーフ	正規	職員 A	女	38	事務	3
2	フロント	正規	職員 B	女	43	事務	14
3	フロント	正規	職員 C	女	50	事務	2
4	料理長・厨房チーフ	正規	職員 D	男	36	調理	18
5	厨房	正規	職員 E	男	32	調理	3
6	ホールチーフ	正規	職員 F	男	30	ホール	2
7	庭園	正規	職員 G	男	20	庭園管理・庭園企画	1
8		パート	職員 H	男	24	ホール兼厨房補助	1年契約
9		パート	職員 I	女	68	朝食調理件厨房補助	1年契約
10		パート	職員 J	女	63	朝食ホール補助	1年契約
11		パート	職員 K	女	69	厨房補助	1年契約
12		パート	職員 L	女	36	ホール兼厨房補助	1年契約
13		パート	職員 M	女	52	ホール兼厨房補助	1年契約
14		パート	職員 N	女	50	ルーム	1年契約
15		パート	職員 O	女	51	ルーム	1年契約
16		パート	職員 P	男	68	宿直	1年契約
17		パート	職員 Q	男	65	宿直補助	1年契約
18		パート	職員 R	男	63	庭園管理	1年契約
19		パート	職員 S	男	63	庭園管理	1年契約